

第4章 「失われた20年」と銀行をめぐる環境の諸変化

吉田 康志

1. はじめに

わが国の1990年代の10年間は、バブル経済の崩壊を受け長期間にわたって経済活動が停滞していた時期であることから「失われた10年」と呼ばれることがある¹。しかし日本の景気低迷は、その後に発生した世界経済の減速²の影響等も受けて、実際にはさらに長引くこととなったため、当初の10年に2000年代の10年間を加え、「失われた20年」と称されることもある³。また、この「失われた20年」の期間は、わが国の銀行にとって、バブル経済崩壊の結果発生した不良債権を処理するために相応のリソースを傾注しなければならなかった時期とも概ね重なっているといえる。本稿では、1990年代初頭から2000年代末までの概ね20年間ならびにその前後を通じて、わが国の銀行がどのように変化したのかについて若干の考察ならびにデータの確認を行うこととする。⁴

2. 環境の諸変化と銀行経営

本節では、バブル経済崩壊後の20年間に生じた環境変化、特に不良債権の存在ならびに規制環境の変化が銀行経営にどのような影響を及ぼしたのかについて検討を行う。

¹ 吉川(2004)は、「失われた10年」をそのまま標題に用いて、この時期の日本経済を総括している。

² 米国のサブプライムローン問題を端緒とし、Lehman Brothers Holdings Inc.の経営破綻(いわゆる「リーマン・ショック」)を直接の契機とする世界的な金融危機がその主な原因である。

³ 「失われた20年」(英語文献では"lost decades")については、アカデミックな分析よりも、若干ジャーナリスティックな文脈での取り上げ方が多いように思われる。例えば、山口(2010)、Fingleton(2012)を参照。

⁴ 本稿では、「銀行」という語を、預金・貸出を業務の中心とする預金取扱金融機関(信用金庫、信用組合、農漁協等を含む)を指す、やや広い意味合いで用いる。

(1) 不良債権問題と銀行

バブル経済崩壊後の銀行にとっての最大の経営課題は、不良債権をいかに迅速に処理するかということであった⁵。銀行において不良債権の処理は、最終的には「直接償却」という形をとる。これは、銀行の貸借対照表上の資産側に計上されている貸出金のうち、倒産または実質的に経営破綻している取引先に対する債権で回収が出来ないと判断した分の額を引き落とすことで行われる。これと同時に、銀行の貸借対照表の純資産からは、直接償却した額と同額が引き落とされねばならない。またこの処理は、損益計算書上は銀行の当期利益の減少として表れるため、直接、銀行経営を圧迫する方向で影響を及ぼすことになる。

不良債権処理は、銀行の自己資本比率規制を通じて貸出行動にも影響を及ぼす。国際決済銀行（BIS）の定めた自己資本の基準に関するアコードに基づき各国で制定されている自己資本比率規制は、極端に単純化すれば、リスクによってウェイト付けされた銀行の資産を分母、自己資本を分子として、その比率が8%以上であることを銀行に対して求めるものである⁶。上述の直接償却による不良債権の最終処理は、自己資本を削って行われることから、結果として銀行の自己資本比率を引き下げる効果があることになる。自己資本比率の低下は、銀行にとって、金融監督当局から行政処分⁷を受ける確率を高めることに繋が

⁵ 実際には、不良債権問題の解決は、私企業である銀行の個別の経営課題という側面にはとどまらず、日本経済全体にとっての喫緊の課題と認識されていた。例えば、2001年4月6日に政府（経済対策閣僚会議）が発表した「緊急経済対策」では、第一の課題として「金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決」が挙げられている。

⁶ 国際的に活動する銀行に対して適用される基準が8%であり、国内のみに拠点がある金融機関の場合は取扱いが異なる（わが国の基準は4%以上）。実際の自己資本比率規制の内容は、改訂を経てかなり複雑なものとなっており、分母のリスク資産の範囲としては信用リスクに加えて市場リスクやオペレーショナル・リスクも考慮することとされている。

⁷ 例えば、米国の"Prompt Corrective Action"、または日本の「早期是正措置」においては、銀行の自己資本比率が予め定められた最低水準を下回った場合に当局が銀行に対して実施する処分（業務改善命令や業務停止命令など）がスケジュールとして明示されている。

ることから、銀行は一般的に自己資本比率を維持しようとするインセンティブを持つと考えられる。ここで、自己資本（分子）が減少してもなお自己資本比率を同水準に維持するためには、他の条件を一定とすれば、資産（分母）、つまり貸出債権を減少させる方法によって銀行は対応せざるを得なくなる。これが、不良債権処理に伴って、銀行が企業に対する融資を絞り込んだ理由、言い換えれば、この時期にいわゆる「貸し渋り」や「貸し剥がし」と呼ばれる行動が一部で見られた一因である⁸。

なお、企業部門に対する銀行融資の減少については、当然ではあるが、上述のような銀行部門における供給要因のみに帰すべきものではない。バブル経済崩壊後の銀行における不良債権の発生は、企業部門における過剰債務の発生と表裏一体である。過剰債務問題を抱える企業では設備投資は減退せざるをえない。こうした資金の需要側における要因もこの時期に銀行貸出が低迷し経済の低迷を長引かせた要因と考えられる。

(2) 規制環境の変化と銀行

ここでは、金融分野における規制緩和や自由化の進展といった規制環境の変化が銀行産業における競争をどのように促進したかについてみていくこととする。

①金融規制の緩和—銀行産業内の競争の促進

わが国の伝統的な金融規制は、一般的には競争制限的な性格を有していたと考えられる。例えば、代表的な規制として挙げることのできる預金金利規制は、銀行間の預金獲得に関する過剰競争を抑制することで銀行経営の健全性を確保するために導入されたと説明されることが多い⁹。また、戦後日本の金融制度を特徴付ける規制である業務分野

⁸ この時期の銀行のこうした状態を「リスクテイク能力の低下」と呼ぶことがある。

⁹ この説明が成り立つための前提としては、預金を多く集めれば集めるほど銀行はより多く利益を得られるという仕組みがなければならないが、池尾（2001）は、戦後日本

規制についても同じことが指摘できる。同規制は、金融サービス分野において、銀行業、証券業、保険業、信託業といった区分だけでなく、銀行業の中身に関しても、長期金融と短期金融、地域金融、中小企業金融、農林漁業金融、住宅金融、外国為替といった各業務分野における徹底的な分業体制を確立させた¹⁰。このような形で規制が行われたのは、それぞれの分野の間に確固とした垣根を設け相互参入を防止することで各分野における競争を抑制し利益を保証するという意図があった。

上述の預金金利規制、業務分野規制をはじめとする競争制限的な規制は、1980年代から90年代にかけて進展した金融の規制緩和・自由化の過程のなかで順次撤廃されていった。これら競争制限的な規制が、実際になくなることによって、結果として銀行産業における競争が促進されることになったといえよう。例えば、預金金利規制については、1994年10月に流動性預金金利が自由化されたことを以って完全に撤廃された。かつて、銀行の提示する預金金利は完全に横並び¹¹であったが、現在では、各銀行の預金金利はその経営方針に基づき自由に設定されているため、現在では銀行ごとに異なっているのが普通である。また、業務分野規制に関しては、1993年から可能となった業態別子会社を通じた銀行・証券・信託業務への相互参入や、1998年の独占禁止法改正による金融持株会社設立の解禁によって銀行の扱う業務の自由化は大きく進展した。例えば、2013年現在では、メガバンクと呼ばれるようになった大規模な都市銀行を中核とし銀行持株会社によって結合された金融グループが、銀行、証券、保険、信託などの総合的な金

における実効的な調達金利（預金金利）の規制と非実効的な運用金利（貸出金利）の規制の組合せがこれを可能としたとしている。

¹⁰ こうした仕組みを「専門金融機関制度」というが、これに関しては蠟山（1989）などを参照のこと。

¹¹ 厳密に言えば、従前の預金金利規制は、臨時金融調整法（1949年）に基づく大蔵省告示により「上限金利」を定めるものであった。よって、理屈の上では、各銀行は「上限金利」までの範囲内で自由に預金金利を設定出来、その意味で横並びとはならない余地が残されていた。とはいえ、当時の実情を考慮すれば、この「上限金利」が実質上、適用金利と同義であった。

融サービスを提供するようになっている。

②銀行業への新規参入—銀行産業外部からの競争圧力（その1）

銀行産業の競争に直接影響を及ぼすと考えられる要因として、銀行産業に対する参入障壁の度合いが挙げられるが、「失われた20年」の間にこの点はどう変わったであろうか。わが国の、特に戦後の金融システムにおいて極めて特徴的な点は、商業銀行（普通銀行）の新規参入が、ある時点まで事実上皆無であったということである¹²。新規の商業銀行の設立が行われてこなかったのは、銀行設立が制度的に禁じられていたためではない。銀行の設立・免許に係る法規は銀行法¹³であるが、現行の銀行法では第4条において、銀行業は内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができないこと（同条第1項）、銀行業免許の申請が行われた場合には、申請者が一定の基準に適合するかどうかを審査すること（同条第2項）などが定められているのみであり、新規の免許申請を著しく制限するような条文があるわけではない。また、これに続く第4条の2では、銀行業を営むためには株式会社でなければならないこと、第5条では、株式会社の資本金は10億円以上¹⁴であることといった免許申請者に係る要件が明記されている。だが、これらも特段に厳しい要件とはいえず、こうした法律上の規定¹⁵が銀行産

¹² 厳密に言えば、外国銀行の日本進出に伴ってその東京支店が銀行免許を取得したケースや、業態別子会社による相互参入の解禁（1993年）によって新規に信託銀行が設立されたケースなどはあったが、全く新規に銀行が設立された事例は存在しなかった。因みに、参入がなかったのみならず銀行の退出（合併や営業譲渡等の事例を含まない、純粋な銀行業の廃業）も行われなかった点も特徴的である。戦前の状況も含めたわが国の銀行の参入・退出については、岡崎（2001）を参照のこと。

¹³ 現行の銀行法は、1981年公布のいわゆる「新銀行法」。それより前については、いわゆる「旧銀行法」（1927年）を指す。

¹⁴ 銀行法施行令第3条では、銀行の最低資本金基準は20億円であると規定されている。

¹⁵ 戦後わが国の銀行監督においては、政令・省令を含めた銀行法以外に、大蔵省銀行局の発する「（銀行局長）通達」や「事務連絡」といった行政指導の占める割合が比較的高かったといえるが（例えば、朴（1999）など）、こうした行政指導においても、免許申請やその審査の制限に係る内容のものはなかったと思われる。（銀行局の行政指導の内容については、大蔵省銀行局の発行する通達集（大蔵省銀行局、1958-1995）を参照のこと。）

業に対する参入障壁となっていたとは考えにくい。

とはいえ、戦後かなり長い期間にわたって新規の銀行設立が皆無だった点は、かなり特異なことだといわざるをえない。となれば、新規参入に関する明示的な制限はなかったとしても、金融監督当局による暗黙的な参入抑制¹⁶が存在していた可能性も否定できないのではないか。あるいは、申請側の立って考えてみると、あまりにも長期間にわたって新規の銀行設立が行われなような状態が事実として続いていると、たとえ何者かが銀行設立を計画したとしても「おそらく大蔵省からの銀行免許交付は極めて困難なのではないか」と判断してしまい、そもそも免許申請自体を自主的に差し控えてしまっていたとも考えられる。

このような銀行の新規設立の不在状態に終止符を打ったのが、2000年の「ジャパンネット銀行」の設立¹⁷であった。上述のように銀行業に関する法制上の参入障壁はなかったため、このタイミングで法改正等があったわけではない。むしろ、監督当局側と潜在的な申請者側の双方において、銀行の新規設立に関するマインドセットの変化が生じたと考えざるを得ない¹⁸。つまり、それまでは「新規の銀行設立はありえない」と広く暗黙に認識されていたのに対し、2000年以降では「新規の銀行設立は可能である」という共通の理解が双方に成立したということである。

言うまでもないが、参入障壁は市場の競争を制限する方向で機能する。戦後、新たな銀行の設立が行われなかった期間、わが国の銀行産業における競争は相当程度抑制されてきたと思われる。そして、2000年に参入障壁が撤廃されたとするならば、それ以降、わが国の銀行産

¹⁶ 例えば、実際にこの時期、新設銀行の免許申請が行われたとしても、大蔵省は、何らかの理由をつけて申請の受理自体を行わなかった可能性はあるのではないか。

¹⁷ 同行は、2000年9月に設立され同10月12日に開業した。

¹⁸ なお当局からは、2000年8月3日付けで金融再生委員会・金融庁の連名による「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」が発出され、異業種による新規銀行設立に係る免許審査等に関する運用上の指針が示されている。同指針の公表とジャパンネット銀行の設立（同年9月）は時期的な間隔が短いことから、当局の方針転換が設立申請の契機となったとは考えにくい。

業は新規参入者からの競争圧力を受けるようになったと判断できよう。実際に、2000年以降現在までに新しく設立された商業銀行は第4.1表のとおりとなっている。

第4.1表 2000年以降の普通銀行の新規設立状況

銀行名	業務開始年月	備考
株式会社ジャパンネット銀行	2000.10	
株式会社セブン銀行	2001.4	設立時名称：アイワイバンク銀行
ソニー銀行株式会社	2001.6	
楽天銀行株式会社	2001.7	設立時名称：イーバンク銀行
日本振興銀行株式会社	2004.4	2010年経営破綻、2012年解散
株式会社新銀行東京	2005.4	
住信SBIネット銀行株式会社	2007.9	
株式会社イオン銀行	2007.10	
株式会社じぶん銀行	2008.6	
株式会社SBJ銀行	2009.9	
株式会社大和ネクスト銀行	2011.5	
株式会社北九州銀行	2011.10	

出所：各銀行の公表資料より著者作成

(注) 上記の他、破綻金融機関の事業譲渡に係る受皿銀行として2004年4月に事業を開始した第二日本承継銀行（後に「イオンコミュニティ銀行」に名称変更、2012年3月にイオン銀行と合併）がある。

③銀行代替サービスの登場—銀行産業外部からの競争圧力（その2）

規制緩和等の制度改革や情報通信技術の進展は、それまで専ら銀行が提供してきた金融サービスを銀行以外の業者が提供することを容易にするような環境をもたらしたと考えられる。いかなる制度面の変化や技術進歩がどのような経路を通じて銀行にとっての新たな競合者の登場を許したのかという点について、ここで個別具体的に記述することはしないが、以下では銀行の固有業務¹⁹ごとに、その競合者（潜在的

¹⁹ 銀行法では、第2条第2項において銀行業を次のように定義している。

この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

な競合者を含む)のプロファイルを描くこととしたい。

(i) 預金業務

銀行のみに認められている預金業務²⁰は、預金者から金銭を受け取り、その見合いとして預金債務（銀行の負債）を発行する取引である。銀行の発行する預金債務には流動性があり決済にも用いることのできるという特徴がある。また預金者は、貯蓄の目的で銀行に金銭を預けるのが一般的である。前述のとおり、いかなる者であっても銀行免許を得ない限り預金の取扱いは禁じられている。だが、預金者の立場にたてば、金銭を預け入れ、その対価として決済サービスや貯蓄サービスを受けられるのであれば、必ずしも取引相手は銀行である必要はない。そうした預金者側のニーズに対応することのできる預金以外の金融商品として登場したのが、証券会社が販売する中期国債ファンドやMMF、MRFといった流動性と安全性を併せ持った投資信託であった²¹。少なくとも平時に限っていえば²²、これら投資信託商品の経済的機能は銀行預金とほぼ同じであり、その利回りが預金金利より高く設定されていたことを勘案すれば、これらは銀行預金にとって有力な競合者であるといえる。

また、同第4条第1項では、銀行免許を持つ者のみが銀行業を営めるとしていることから、①預金、②貸出、③資金移動（為替取引）の各サービスを組合わせて提供することは、銀行のみに認められた固有業務であるといえる。

²⁰ 前注にあるように、銀行法では預金受入と貸付を併せ行うことを銀行以外の者に対して禁じているが、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」では、預金受入のみに関しても銀行以外の者に対して禁じている。

²¹ これらの投資信託は、普通預金（流動性預金）が持つ①元本保証、②1円単位で即時払出し可能、③決済性という特徴をかなり忠実に再現することができた。まず投資信託の場合、投資家が受け取るのは元本保証のない信託受益権であるが、元本割れを起こす可能性が極めて低いという高い安全性ゆえに、元本保証の預金に対抗することができた。また、MMFおよびMRFについては1円以上1円単位の解約が可能であり、普通預金とほぼ同等の流動性を備えていた。決済性、つまり支払手段としての使い勝手の面では銀行預金に一日の長があるが、MRFではクレジットカードの利用代金の支払に使えるという決済面での特徴があった。

²² 2000年頃、国際金融市場が一時的にショックに見舞われた際に、一部の中期国債ファンドとMMFは実際に元本割れを起こしている。

(ii) 貸出業務

預金の受入を業とする場合とは異なり、貸出業務のみに従事する際には銀行免許やその他の認可は必要とされていない。このため、従来から様々な経済主体が業としての貸出に関与してきた。例えば生命保険会社は、保険契約者から受け入れた保険料の運用先のひとつとして積極的に法人向けの設備資金・運転資金の貸出を行っており、企業金融の部面においても一定のプレゼンスを有している。また、貸出業務を本業として扱っている事業金融会社や消費者金融会社などの、いわゆるノンバンクが存在している。これらの業者による貸出業務は、銀行のそれと並存して従前から行われてきたものであり、銀行の規制緩和に伴って新たに登場してきたわけではない。とはいえ、従前は、銀行の貸出先は大手中堅企業、ノンバンクの貸出先は中小企業および個人という大まかな棲み分けがなされてきた。しかしながら資本市場の規制緩和の進展に伴い、大手中堅企業では市場からの調達が増えてきた（銀行借入が減少してきた）ことから、銀行の融資ターゲットの重点は中小企業、個人へと移行し、その結果、貸出業務において銀行とノンバンクが直接に競合するような状況が生じつつある。

(iii) 資金移動業務

銀行における資金移動は、銀行の預金勘定元帳に電子的に記帳された預金（コンピュータ上の金額データ）を預金者の口座間で付け替えることによって実現している。これは遠隔地間の資金移動であっても仕組みは原理上同様である。こうした処理は、正にコンピュータと通信ネットワークによって可能となっているわけであり、情報通信技術の向上によって、より迅速に処理することが可能となる。資金移動を実現するうえで使用されているコンピュータ処理の内容や通信技術は特段複雑なものではなく、必ずしも銀行でなければ扱えないようなものではない。したがって以前から、資金移動の分野に関しては、情報処理や通信ネットワークを専門とした業者の方が

銀行よりも効率的に扱えるので、将来はこれら業者の参入が増えるとの見方があった。しかしながら、資金移動は、どのような情報通信技術によって実現したとしても銀行法で規定する「為替取引」²³に該当してしまう。銀行法は、「為替取引」を行うに際して銀行免許の取得を求めていることから、銀行ではない情報処理業者等が資金移動業務に進出することは実際には困難であった²⁴。

ところが、2010年4月に「資金決済に関する法律」が施行され、これにより一定の規制²⁵の下であれば銀行以外の会社が「資金移動業者」として資金移動業務を行うことが認められるようになった（同法第37条）。現在、金融庁に資金移動業者として登録している業者は34社である²⁶。また、こうした資金移動業者が扱う資金移動のうちコンビニエンスストアで取扱われている収納代行の件数は、既に都市銀行の内国為替²⁷の取扱件数を上回っているとも言われている（鈴木、2009）。なお内国為替取引は、飽くまで異なる銀行間の振込取引であり、同一銀行内での振込や自動引落²⁸を含まないため、資金移動業者が銀行を資金移動取引の面で凌駕しつつあると判断するのは早計である。しかし、少なくとも新たに登場してきた銀行以外の業者のシェアが、銀行の固有業務のひとつであった資金移動に関して無視し得ない規模にまで拡大してきた点は重要であろう。

3. 伝統的銀行業の趨勢

前節で概観したような規制環境等の変化を受け、わが国の銀行産業はどのように推移してきたであろうか。本節では、「失われた20年」

²³ 銀行法で規定する為替取引とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」とされている（2001年3月12日最判第三小法廷決定）。

²⁴ 少なくとも、銀行免許を得て、「銀行」として行わざるをえない。

²⁵ 資金決済に関する法律に基づく業者規制としては、業者の登録、資金保全義務の導入、業者に対する監督などがある。

²⁶ 2013年8月31日現在の計数（金融庁ホームページ）。

²⁷ 銀行等の金融機関間で実施されている振込取引のこと。

²⁸ 公共料金やクレジットカードの支払等で利用される同一銀行内での資金の振替え。

のみならず、それに先立つ時期も含め、銀行の資産関連計数等の変化の動向をみていくこととする。ここで特に着目するのは、銀行業務のうち「伝統的銀行業」であるが、これは次のような考え方に基づくものである。銀行が扱うことのできる業務範囲は、法によって明確に制限されているとはいえ、相応に広範囲にわたる²⁹だけでなく、規制緩和の進展に伴って拡大する傾向にある。銀行の業務を、預金／貸出のように貸借対照表上で負債／資産を抱えて行う、いわゆるオン・バランスシート業務と、それ以外のオフ・バランスシート業務におおまかに分けた場合、後者の部分が新たな業務範囲として付け加わっていることになる。前者は不良債権処理や規制緩和によっておそらく負の影響を受けたものと推測されるが、その一方で後者は環境変化によって正の影響を受けたと考えられる。このように、銀行は全体として相反する影響を受けるわけであり、それらを相殺した後の結果だけから銀行の状況の変化を判断するのは適切ではない可能性がある。従って、本来的な銀行業務の重心が前者にあると考えるならば、まず第一に銀行のオン・バランスシート業務、すなわち固有業務である預金業務・貸出業務（伝統的銀行業）の状況に資産／負債の規模の側面から着目すべきなのである。

(1) 総資産残高

銀行の貸借対照表において資産の部で貸出金が占める割合は 50% 超であり、負債の部で預金が占める割合は 70% を超える³⁰。よって、銀行の総資産残高は、伝統的銀行業の状態をある程度適切に把握するために適した指標と考えられる。第 4.1 図は、預金取扱金融機関³¹の総資産

²⁹ 銀行法で規定する銀行の業務範囲は、①固有業務（預金、貸出、為替）、②付随業務、③他業証券業（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）④法定他業（信託兼営法等の他の法律の定めにより行う業務）とされている。

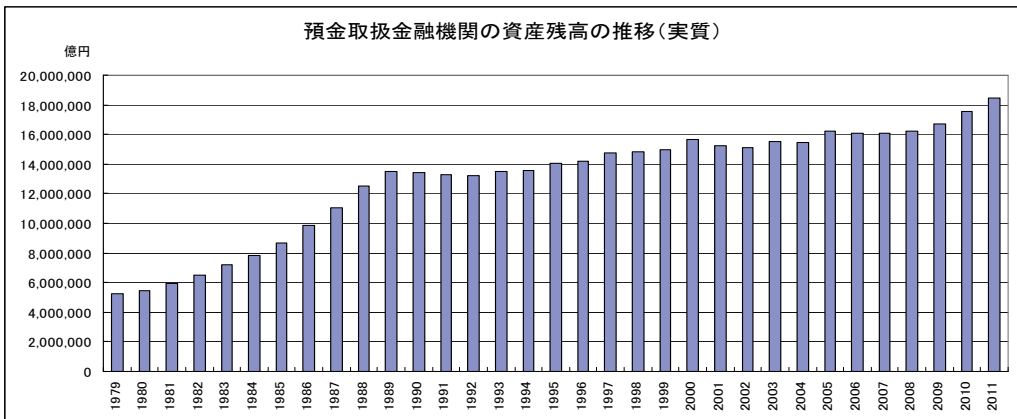
³⁰ 2012 年 3 月末時点の全国銀行全体の財務諸表の計数に基づく（全国銀行協会、2012）。

³¹ 銀行に加えて、農林水産金融機関、中小企業金融機関、郵便貯金（2007 年以降は、ゆうちょ銀行として銀行に含まれる）、合同運用信託から構成される。

残高（実質ベース³²）が過去 30 年ほどの間どのように推移したかを示している。グラフが示す期間のうち 1990 年以降の部分が「失われた 20 年」におおよそ該当する。

これを見ると、バブル経済崩壊を契機として銀行の総資産残高の増加率に変化が生じたことがわかる³³。「失われた 20 年」の間においても、銀行の総資産残高の増加傾向は継続しているものの、明らかに高度経済成長期にみられたような勢いはバブル経済の崩壊を契機として失われたと思われる。

第 4.1 図 預金取扱金融機関の総資産残高の推移（実質）



出所：日本銀行資金循環統計、内閣府 国民経済計算各年に基づき著者作成。

(2) 金融セクターにおけるシェア

単に総資産残高の動向をみるだけでは、伝統的銀行業とその競合者との相対的關係を把握することはできない。そこで総資産残高ベースでみた、金融セクター内での預金取扱金融機関とその競合者との關係をみておこう。第 4.2 図は、金融機関全体³⁴の総資産に占める預金取扱

³² 2005 年基準の国内総生産デフレーター（暦年）で実質化した。

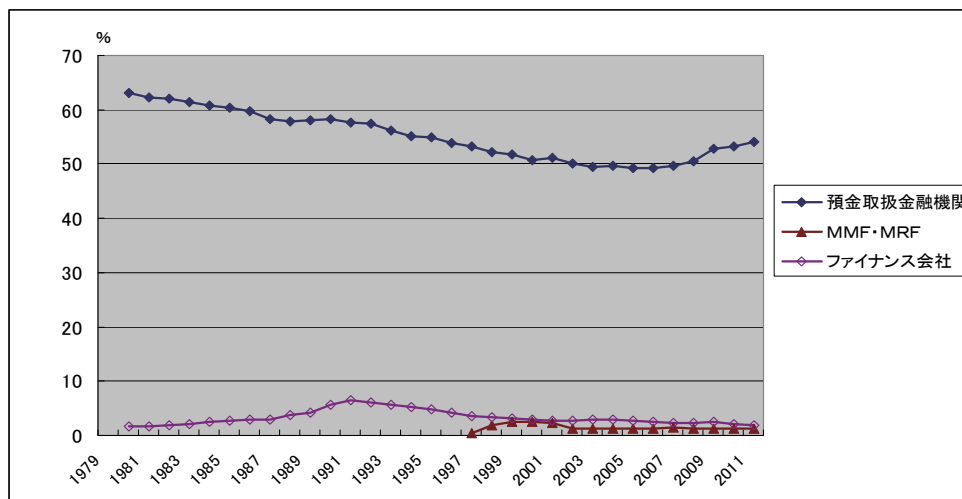
³³ 本来であれば、より広い時間経過のなかで判断すべきであるが、吉田（2005）が示す 1960 年代以降の国内銀行の総資産残高（実質）の推移状況を勘案しても、概ね同様のことがいえる。

³⁴ 日本銀行、預金取扱金融機関、保険・年金基金、証券投資信託、ノンバンク、公的

金融機関、ならびに預金業務の競合者である MMF・MRF のシェアと貸出業務の競合者であるファイナンス会社のシェアを示している。

グラフで示す期間の傾向をみると、預金取扱金融機関のシェアについては、バブル経済崩壊とはほとんど関係なく 2008 年頃まではほぼ一貫して低下し、その後増加に転じたことがわかる。他方、MMF・MRF にしてもファイナンス会社にしても、そのシェアの大きさは 10%に満たない水準で推移しており、到底銀行の資産に対抗できるような規模ではない。特にファイナンス会社は、バブル経済崩壊以降は預金取扱金融機関と同様に低下傾向にあり、銀行の貸出をどれほど代替できたかは疑問である。

第 4.2 図 金融セクターにおける預金取扱金融機関等のシェアの推移



出所：日本銀行資金循環統計各年に基づき著者作成。

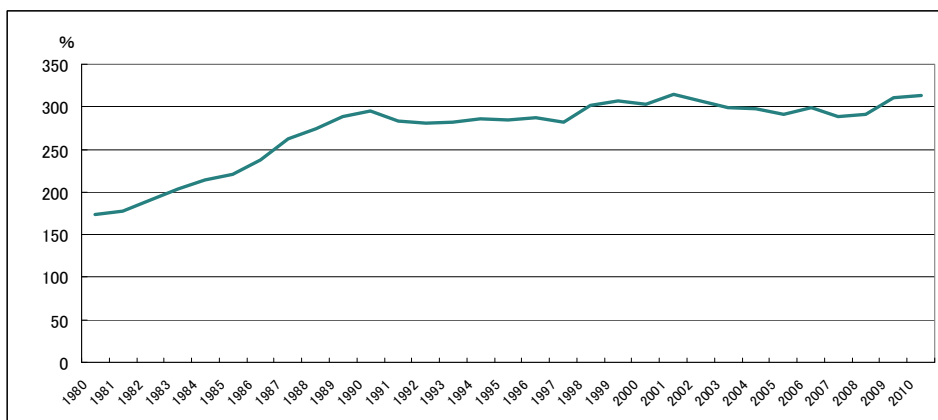
(3) 総資産残高の対 GDP 比率

次に、預金取扱金融機関の総資産残高の割合を対 GDP の比率でみたのが第 4.3 図である。このグラフでは、「失われた 20 年」における銀

金融機関、ディーラー・ブローカーで構成される。

行の姿がより特徴的に示されている。つまり、1990年までは銀行の総資産残高の比率が対GDP比率で増加していたのと対照的に、1990年より後の期間はほぼ300%の近傍で落ち着いたことがわかる。これは、わが国経済全体のなかでの銀行セクターの拡大傾向がバブル経済崩壊を契機に安定的に推移する段階に移行したとも考えられる。

第4.3図 預金取扱金融機関の総資産残高の対GDP比率の推移



出所：日本銀行資金循環統計、内閣府 国民経済計算各年に基づき著者作成。

(4) 預金業務・貸出業務における競合

これまで、銀行の預金および貸出の状況は、銀行の総資産で代表させてきたが、ここでは、銀行の預金額および貸出額とその競合者との関係を直接みることにする。

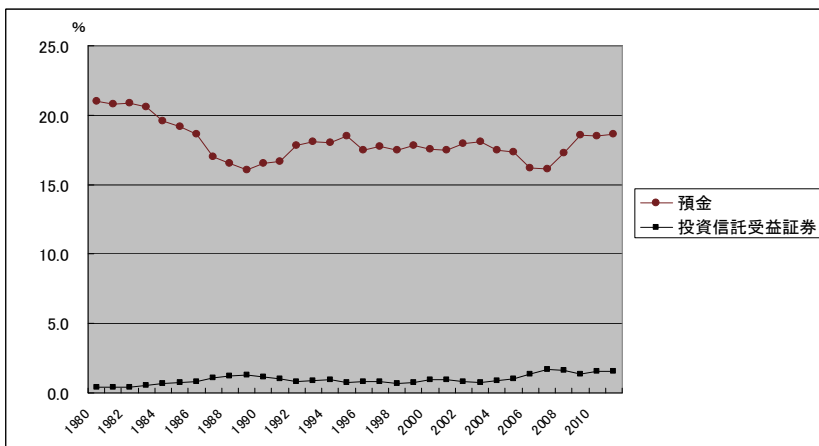
①銀行預金と投資信託

第4.4図は、金融商品の残高に占める銀行預金および投資信託受益証券のシェアの推移を示す。特徴的なのは、銀行預金のシェアが1990年より前は低下しているのに対し、同年以降は15%から20%の間で安定しているようにみえる点である。他方、投資信託受益証券のシェアについては、全体としては微増傾向にあるともいえるが、水準としては2%に満たない状態である。

②銀行貸出とファイナンス会社貸出

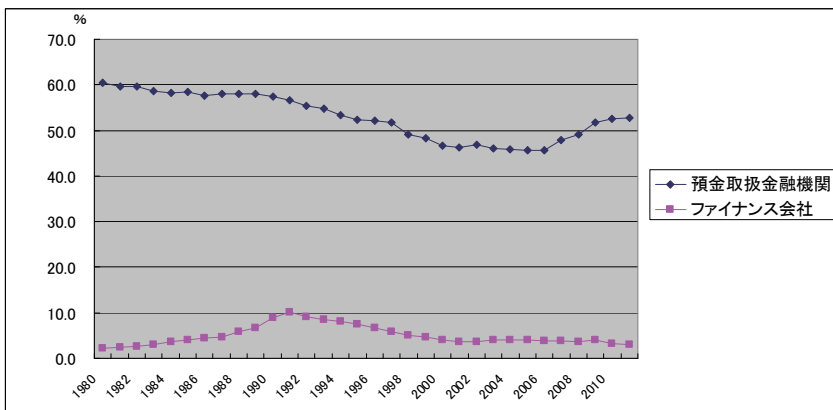
第 4.5 図は、全金融機関の貸出に占める預金取扱金融機関貸出およびファイナンス会社貸出のシェアの推移を示している。預金取扱金融機関貸出のシェアは 2006 年まで一貫して低下しているが、その後上昇に転じている。一方、ファイナンス会社貸出は、バブル経済崩壊の時期（1991 年）にシェアのピークがあることがわかる。

第 4.4 図 銀行預金および投資信託受益証券の金融商品に占めるシェアの推移



出所：日本銀行資金循環統計に基づき著者作成。

第 4.5 図 預金取扱金融機関およびファイナンス会社の貸出の全金融機関貸出に占めるシェアの推移



出所：日本銀行資金循環統計に基づき著者作成。

4. まとめと結び

これまでみてきたことから、わが国の銀行産業について何がいえるであろうか。まず第2節で示したように、バブル経済の崩壊に伴い不良債権問題への対応は銀行にとって不可避かつ喫緊の経営課題となった。それだけではなく、銀行をめぐる様々な環境変化は、銀行産業の競争を促進することで伝統的銀行業の部分に負の影響を及ぼしたと考えられる。だが、実際に伝統的銀行業の状況を反映すると思われる銀行の資産の状況をみると（第3節）、銀行の総資産残高は依然として増加基調にあることがわかった。金融セクター内での競争激化を反映して、同セクター内での銀行の資産シェアは相対的に低下する傾向にあったが、近年ではむしろ増加に転じた可能性もある。これについては、2008年の世界的な金融危機（リーマン・ショック）の際に、資金の流れが、先進的な投資銀行から伝統的な商業銀行へと回帰した³⁵とされている点も考慮すべきだろう。また、伝統的銀行業のうち、預金業に関していえば、バブル期に見られた銀行預金の金融商品におけるシェアの低下傾向はバブル経済崩壊を契機に解消した一方で、銀行預金に競合する投資信託商品などは思うようにシェアを伸ばせないままである。これは、銀行預金が備える「通貨」的性質を、投資信託が原理的に持ち得ない点に主要な原因があるのではないかと思われる。貸出業に関しても銀行の優位性は依然として明確で、未だノンバンクは銀行を脅かす存在にはなっていない状況がみてとれる。

「失われた20年」およびその前後において銀行産業および銀行をとりまく環境における変化があったことは間違いないだろう。しかし、銀行の資産という側面から伝統的銀行業をみた場合に、それは目に見えるような影響としては未だ表れていないようである。

ところで、「失われた20年」を経て銀行がどう変化したのかという問題について、本稿ではひとつの側面でしか扱っていない。その十全

³⁵ 元大蔵省財務官で国際通貨研究所の行天豊雄理事長は、2008年11月の講演で、金融のビジネスモデルは伝統的な商業銀行モデルに回帰すると述べた（羽野、2008）。また、日本銀行の西村副総裁は、2011年12月に行った講演（西村、2011）で同趣旨の発言をしている。

な検討は、当然であるが多角的に行われるべきであろう。その場合は、オフ・バランスシート活動での銀行業務の動向も取り上げる必要がある。銀行監督の変化という面では、参入のみならず退出（破綻処理³⁶）という面でも検討する必要があるだろう。また、銀行という業態がどのように社会的に認知され、それがどのような方向に変化しつつあるのかという点³⁷も興味深い。これらは今後の課題である。

また今回のように、ある程度長期的な銀行業の趨勢を考察する場合に想起されるのが「銀行衰退論」である。これは、「銀行は衰退しつつあるのか」という論点に関して、主に1990年代頃、米国で議論された論点である³⁸。ここでは、銀行というビジネスモデルが、環境変化を経て将来も存続しうるものなのかという問題提起が背景にある。わが国においても、近時の銀行業の変化が一時的な外的ショックの反映に過ぎないのか、あるいは銀行業が固有にもつ性質に基づく長期的な衰退の兆候なのかは、改めて検討に値する論点であろう。

以上

参考文献

- 池尾和人（2001）「戦後日本の金融システムの形成と展開，そして劣化」『財務省財務総合政策研究所 フィナンシャル・レビュー』2001年1月号
大蔵省銀行局（1958-1995）『銀行局現行通達集』金融財政事情研究会
岡崎哲二（2001）「銀行業における企業淘汰と経営の効率性：歴史的パースペクティブ」『特定領域研究 制度の実証分析』ディスカッションペーパー、No. 28

³⁶ 「護送船団行政」や"Too big to fail"に対するわが国監督当局の考え方の変化、および預金保険法の改正など。

³⁷ 例えば、大学生の就職人気ランキングでの銀行の位置の変化や、"The Banker"誌などでの世界ランキングでの邦銀の扱いの変化など。

³⁸ 主要な文献としては、Boyd and Gertler(1994)がある。

- 鈴木博 (2009) 「資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応」『農林金融』2009年9月号
- 全国銀行協会金融調査部 (2012) 『全国銀行財務諸表分析 (平成23年度決算)』全国銀行協会
- 橘木俊詔 (1992) 「日本における金融業の規制と規制緩和の経済」『大蔵省財政金融研究所 フィナンシャル・レビュー』1992年10月号
- 西村清彦 (2011) 「金融機関「超」選別時代のリーテイル戦略」(2011年12月9日「金融リーテイル戦略2011」における講演)
- 羽野三千世 (2008) 「金融ビジネスは伝統的な商業銀行モデルに回帰する—一行天豊雄・国際通貨研究所理事長」ITPro, 2008/11/20
(<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20081120/319617/>)
(参照 2013-10-9)
- 朴盛彬 (1999) 「日本の金融セクターにおける官民関係の変容—大蔵省と日銀から民間金融機関への天下りを中心に」『日本公共政策学会年報』1999-01-021
- 山口公生 (2010) 「失われた20年、一体何を失ったのか」『第一生命経済研レポート』2010.9
- 吉川洋 (2004) 「失われた10年 金融と実体経済」『財務省財務総合政策研究所 フィナンシャル・レビュー』2004年9月号
- Fingleton, Eamonn (2012) "The myth of Japan's failure" The New York Times, January 6, 2012
- Boyd, John H. & Mark Gertler (1994) "Are banks dead? or are the reports greatly exaggerated?," Proceedings, Federal Reserve Bank of Chicago, issue May, pages 85-117
- Robert, E. Litan (1987) "What bank should do?" Brookings Institution Press. 邦訳 ロバート・E・ライタン (1988) 『銀行が変わる—グラス＝スティーガル体制後の新構図』馬淵紀寿、塩沢修平訳、日本経済新聞社